平成２３年（フ）第２７３号
埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷199番地１　ＹＯＵハイツ201号
債務者　田島　賢一
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２８１号
埼玉県川越市新宿町４－７－５　川越同仁会病院、住民票上の住所埼玉県ふじみ野市上野台１丁目２番11棟301号
債務者　甲斐　文隆
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２９７号
埼玉県入間郡三芳町大字北永井837番地９
債務者　榎本　康夫（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３０６号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘２丁目704番地の６狭山ケ丘住宅806
債務者　関根　　恵
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１５５号
新潟市中央区上大川前通10番町1903番地
債務者　保苅久美子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１号
京都府亀岡市北河原町２丁目３番17―503号
債務者　西田　　淳
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第１２６９号
大阪市住之江区南港中４丁目２番12―805号、申立時の住所堺市北区北長尾町１丁４番３号北長尾マンション303号
債務者　中越　毅実
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０２３号
大阪府藤井寺市藤井寺４丁目11番８号、申立時の住所大阪府柏原市平野１丁目２番８―506号
債務者　馬杉　正一
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２号
堺市西区堀上緑町２―12―２、住民票上の住所堺市中区深井北町733番地５
債務者　中村美穂子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３５４号
大阪府南河内郡太子町大字山田661番地の14
債務者　髙山香緒里
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２１３号
神奈川県小田原市小八幡１丁目８番43号　メゾンティンカーベルＡ－１
債務者　勝俣　恵子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２１５号
神奈川県愛甲郡愛川町中津3844番地の２　ハンナの家101
債務者　識名リカルド
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２１６号
神奈川県愛甲郡愛川町中津3844番地の２　ハンナの家101
債務者　識名ロサナ
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２２５号
神奈川県平塚市高根14番地　アウディハイム１号
債務者　鈴木　美加
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２２８号
神奈川県厚木市酒井1814番地18
債務者　緒方　拓海
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２４８号
神奈川県小田原市小八幡２丁目９番23号
債務者　長谷川康彦
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２４９号
神奈川県小田原市小八幡２丁目９番23号
債務者　長谷川加代子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部